

不法投棄は犯罪です。

「しない!」「させない!」「許さない!」

お問い合わせ 環境課環境係 ☎ 43-7049



〈警察による
不法投棄現場の検証作業、釈迦内地区〉

不法投棄は、ときに環境に深刻な影響を及ぼす重大な犯罪です。市内のいたる所で、人通りが少ない道端や空き地に不用になった生活用品が捨てられ、ごみステーションへの不適切なごみ出しも見られます。不法投棄を「しない!」「させない!」「許さない!」まちづくりを目指しましょう。

不法投棄は「重大な犯罪」

不法投棄とは、定められた方法を無視して勝手に投げ捨てることです。不法投棄をすることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により「5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金」に処せられます。

また、空き缶などのポイ捨ても、県条例により2万円以下の過料に処せられます。

※空き缶などには、空き缶、空きビンその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすや紙くずを含みます。



不法投棄監視員がパトロールを行っています

市では、不法投棄を防止するため、20人の不法投棄監視員が各地区のパトロールを行っています。

このパトロールで確認された不法投棄物は20年度が46件、今年度は9月末までに32件の報告があり、不法投棄者が警察に検挙されたケースもあります。

不法投棄物の中には、法によりリサイクルが義務付けられている家電4品目や、古タイヤなども多く含まれています。

ごみを正しく分別し、ルールを守ってごみを出すことは、市民の義務です。

奇麗なまちづくりと地域の環境を守るには、一人ひとりのモラルが大切です。